

専ら外国人の子供の教育を目的としている施設
(いわゆる「外国人学校」)の
保健衛生環境に係る有識者会議

中間とりまとめ

令和3年8月

目次

1 . はじめに	p.2	
2 . 現状	p.3	
(1) 外国人学校の状況	p.3	
(2) 外国人学校の支援のための取組	p.4	
(3) 外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策の取組	p.4	
(4) 外国人学校の保健衛生環境の実態調査	p.5	
(5) 本調査から明らかとなった主な課題	p.11	
3 . 課題	p.12	
(1) 外国人学校及び外国人学校に通う子供の把握に関する課題	p.12	
(2) 外国人学校において保健衛生環境対策を講じる際に生じる課題	p.13	
外国人学校の状況を踏まえた保健衛生環境基準等の考え方	p.13	
適切な情報の入手	p.13	
心のケア等の課題	p.14	
(3) 外国人学校において保健衛生環境対策を講じる際の支援体制に関する課題	p.15	
地方自治体と外国人学校との関係	p.15	
外国人学校に対する広域的支援の観点	p.16	
その他	p.16	
4 . 今後の方向性	p.17	
(1) 直ちに対応すべき項目	p.17	
更なる実態の把握に向けた調査	p.17	
適切な情報発信	p.17	
きめ細やかで効果的な支援	p.18	
(2) 今後検討すべき項目	p.18	
参考資料 1	専ら外国人の子供の教育を目的としている施設(いわゆる「外国人学校」)の保健衛生環境に係る有識者会議の開催について	p.19
参考資料 2	開催実績	p.21

1 . はじめに

教育現場において、新型コロナウイルス感染症への対応が必要とされている中、専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（以下「外国人学校」という。）においても感染症対策が求められている。

また、このような状況の下、我が国に在留する全ての子供の健康を確保するとともに、外国人との共生社会を実現し、国民の安全を守る観点から、外国人学校においても保健衛生の確保が必要である。

このため、政府においても、令和3年6月に決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」において、外国人学校における保健衛生について有識者会議における検討を踏まえ、必要な措置を講じていく旨が記載されたところである¹。

また、平成27年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意したSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）では、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指すために、世界共通の17の目標を定めている。そのうち目標3（保健）は「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。」とされるなど、国際的にも国籍や出身国の違いを超えて全ての人々の保健衛生の確保が求められている。

これら国内外の動向を踏まえ、令和3年6月から「専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）の保健衛生環境に係る有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催し、外国人学校の運営者、地方自治体、NPO等の関係者、保健衛生の専門家等の知見を活用しながら、これまでの新型コロナウイルス感染症対策を含め、外国人学校の保健衛生に係る諸課題への対応を検討することとした。

¹ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年6月 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）において、「専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（以下「外国人学校」という。）における新型コロナウイルス感染症対策として、ホームページやメールマガジン等を用いて、やさしい日本語・多言語での情報提供を引き続き実施するほか、外国人学校に通う子どもたちの健康管理の実態や、その保健衛生の確保に係る政府や自治体の適切な関わり方等を考慮しながら、外国人学校における保健衛生について有識者会議における検討を踏まえ、令和3年度中に必要な措置を講じていく。」とされている。

2. 現状

(1) 外国人学校の状況

外国人学校は、専ら外国人の子供の教育を目的とした施設であり、学校教育法第1条に定める学校（以下「1条校」という。）や学校教育法第134条に基づく各種学校として都道府県知事の設置認可を受けているもの、認可を受けていない施設（以下「認可外施設」という。）が存在する。

文部科学省が実施した私立学校調査によると、各種学校認可を受けた外国人学校は128校存在し、在籍する児童生徒は26,857名である（令和2年5月時点）。（準）学校法人立のものが多いが、株式会社や公益財団法人、一般財団法人等が設立していることもある。

認可外施設の全体像は不明だが、文部科学省が実施した同調査において都道府県から報告があった30施設（令和2年5月時点）、国際的な評価機関の認定を受けている26施設（令和2年7月時点、都道府県から報告がなかったもの）、ブラジル政府からの認可校として6施設（都道府県から報告がなかったもの）、外国人学校向けメールマガジンに登録のあった7施設の存在が把握されている。

なお、文部科学省が令和2年3月にまとめた「外国人の子供の就学状況等調査結果（確定値）」によると、学齢相当（小学生相当＋中学生相当）の外国人の子供の住民基本台帳上の人数は、12万3,830人であり、就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあると考えられる外国人の子供の数は、19,471人²である。

< 参考 > 外国人学校の構成



² 本調査において、外国人学校等（認可外施設を含む）に就学していることが確認できた子供の数は5,023人であるが、就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあると考えられる19,471人の中には外国人学校等に通う子供が含まれることが推測される。

(2) 外国人学校の支援のための取組

文部科学省では、外国人学校の支援のため、以下の取組を行っている。

法人税・所得税等の原則非課税

各種学校認可を受けた外国人学校を対象に（株式会社立等を除く）、法人税・所得税等を原則非課税としている。

指定寄付金・特定公益増進法人への寄付金に対する税制優遇

一定の要件を満たした各種学校認可を受けた外国人学校に対し、以下の措置を講じている。

- 1 法人からの寄附金についての損金算入枠の拡大
- 1 個人からの寄附金についての所得控除

各種学校認可等の弾力的な取扱いの通知

平成 27 年 6 月、文部科学省は、「インターナショナルスクール等の外国人学校の各種学校設置認可等の促進について（依頼）」において、外国人学校の各種学校設置認可等に当たり、校地・校舎の借用や運用資産に関する弾力的な要件を認める等の取組を、地域の実情に応じて積極的に検討するよう各都道府県に通知した。

(3) 外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策の取組

令和 2 年 2 月以降、文部科学省では、外国人学校における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、以下の取組を行ってきた。

各種学校認可を受けた外国人学校に対し、1 条校と同様の新型コロナウイルス感染症対策に係る通知を発出（都道府県各種学校担当部局等宛て）（令和 2 年 2 月以降）

各種学校認可を受けた外国人学校に対し、新型コロナウイルス感染症対策のための保健衛生用品の購入を支援（令和 2 年 11 月）

外国人学校向けに新型コロナウイルス感染症対策の情報提供をやさしい日本語で行うホームページを開設（令和 2 年 11 月）

認可外施設を含む外国人学校に情報提供を行うメールマガジンを日英両言語で配信（令和 2 年 11 月以降）

学校向けの「衛生管理マニュアル」の多言語翻訳版を作成・ホームページへ掲載し、認可外施設を含む外国人学校向けに配信（令和2年12月以降）

認可外施設を含む外国人学校に対して、新型コロナウイルスワクチンの職域接種の申込みが開始した旨を周知（令和3年6月）

認可外施設を含む外国人学校（幼・小・中学校相当課程を除く。）に対する抗原簡易キットの配布に係る調査を実施し、その結果を踏まえ、キットを配布（令和3年6月以降）

3) Limpeza e desinfecção

○ Onde limpar e desinfetar diariamente

- Uma vez por dia, limpar as superfícies que são muito tocadas (maçanetas, corrimãos, tomadas, etc.) com um pano limpo umedecido com água e em seguida, desinfetar com um pano ou papel embebido em desinfetante.
- Para os objetos de uso compartilhado, como os utensílios de limpeza e faxina, ao invés de desinfetar estes objetos a cada uso, orientar os alunos para que lavem as mãos antes e depois de usá-los.

(Referência) Imagens de alunos limpando as carteiras no final da aula



○ Desinfecção quando surge uma pessoa infectada

- Caso seja confirmada a infecção de um aluno, professor ou colaborador no ambiente escolar, delimitar a área de atividade da pessoa infectada e desinfetar todos os objetos suspeitos de contaminação (superfícies e objetos tocados pela pessoa infectada) com etanol ou desinfetante de hipoclorito de sódio a 0,05%.
- O tempo de sobrevivência do vírus nas superfícies dos objetos depende do tipo do objeto, porém é dito que os vírus podem persistir nas superfícies de 24 a 72 horas, portanto em locais onde não possam ser desinfetados, proibir a entrada e tomar outras medidas adequadas, considerando o tempo de sobrevivência do vírus.

(3) Aumento da resistência

Orientar os alunos a manter um "sono suficiente", "exercícios moderados" e uma "alimentação equilibrada" para aumentar a imunidade.



6

ポルトガル語翻訳版「衛生管理マニュアル」

(4) 外国人学校の保健衛生環境の実態調査

各種学校認可を受けた外国人学校、および、認可外施設の外国人学校における保健衛生の確保については、1条校向けの規制は適用されておらず、一般の事業所と同様の取扱いとなっている。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しては、外国人学校の子供や教職員においても感染者やクラスターの発生がみられた。

こうした状況を踏まえ、外国人学校の保健衛生に係る検討を行うために必要な基礎情報を把握するため、外国人学校の保健衛生環境に係る調査を実施した。

調査期間・調査対象や主な調査項目等は、以下のとおり。

- 1 調査期間：令和3年4月23日（金）～5月24日（月）
- 1 使用言語：日本語、英語、ポルトガル語
- 1 調査対象：以下のいずれかに該当する外国人学校（161校）
 - 都道府県から各種学校認可を受けた外国人学校
 - 各種学校でないが都道府県が把握している外国人学校
 - 日本インターナショナルスクール協議会の加盟校
 - 在京ブラジル大使館から認可を受けているブラジル学校
- 1 調査方法：上記 と については、都道府県各種学校担当部局を通じて調査票を配布、回収。上記 と に該当する外国人学校のうち と に該当しないものについては、文部科学省が直接調査票を配布、回収。
- 1 回答数（回答率）：80施設（50%）
 - うち各種学校認可校：72校（58%）
 - うち認可外施設：8校（22%）
- 1 主な調査項目：
 - 新型コロナウイルス感染症に係る対策
 - 全国一斉休校となった令和2年3月2日以降、同年6月頃までの対応状況
 - 調査時点（令和3年4月23日時点）の学校運営の状況
 - 新型コロナウイルス感染症対策に向けた国や地方自治体からの報提供等の利用状況
 - 一般的な保健衛生等に係る対策
 - 保健室の有無
 - 養護教諭の配置
 - 学校医の配置
 - 児童生徒への健康診断の実施の有無
 - 学校の衛生管理の基準の有無
 - 教職員への健康診断の実施の有無
 - 学校としての傷害保険等の民間保険への加入の有無
 - その他、学校で行っている児童生徒・教職員への保健衛生に係る対策

主な調査結果は以下のとおり（回答を得られた全 80 施設の情報を整理）。

新型コロナウイルス感染症に係る対策について

(ア) 令和 2 年 3 月の一斉臨時休業要請時の対応

68 施設が臨時休業を実施、12 施設が臨時休業を実施していなかった。

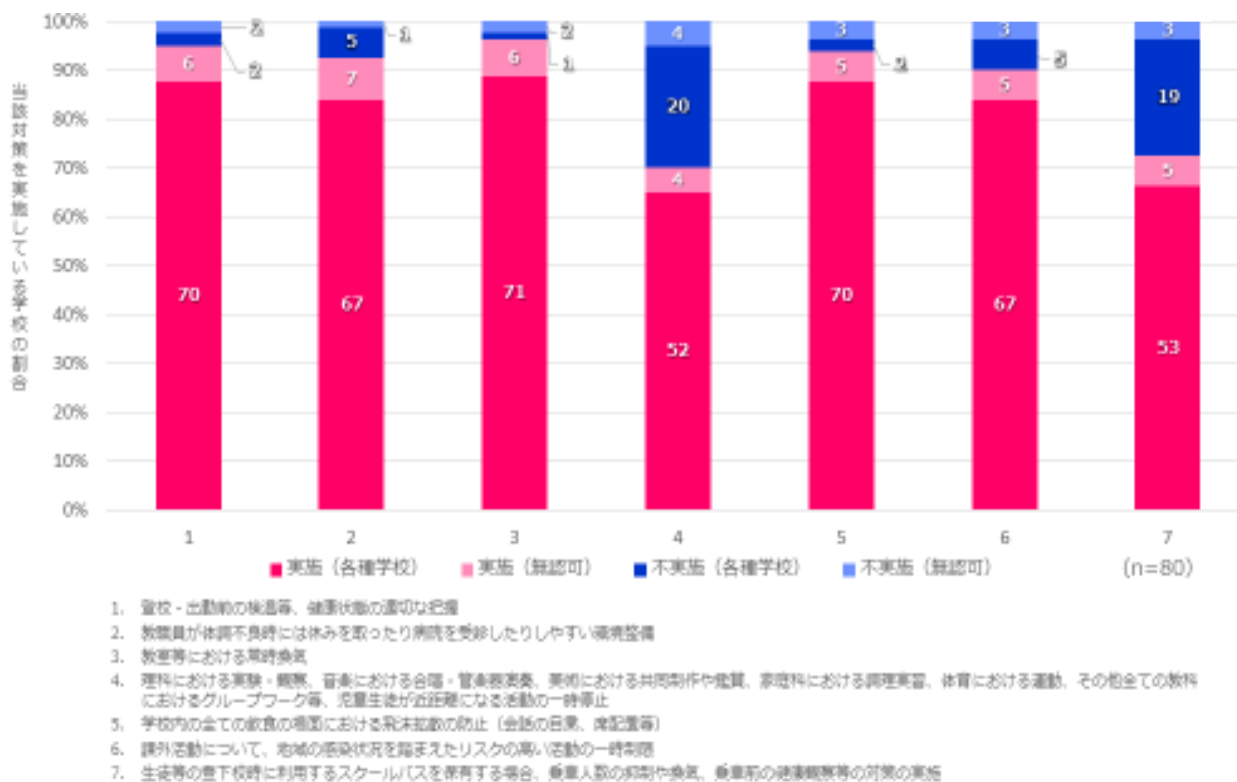
(イ) 各外国人学校で実施している新型コロナウイルス感染症対策

健康状態の適切な把握や教室等の常時換気、飲食の場面における飛沫拡散防止の取組等は、9 割以上の施設が対策を講じていた。

一方で、体育やグループワークといった児童生徒が近距離となる学校活動に関しては、対策を講じている施設は約 7 割と、相対的に割合が低かった。

また、一部の項目に関しては、各種学校と認可外施設における対策の実施割合の差異が見られた。

各外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策の実施の状況



各外国人学校で実施している新型コロナウイルス感染症対策（自由記述・概要）

- 従業員や生徒全員に常時マスク着用を義務付け
- 保護者・学外者の校内立入制限
- 来校者には全員、検温と手のアルコール消毒を実施
- 新規の来校者には直近の行動に関する簡易なアンケートを依頼
- 児童生徒が近距離になる活動に関しては、注意を払いつつ実施
- 他クラスとの交流をなくすために、選択授業の中止
- 学年をまたいだ生徒児童の接触防止（全校行事の中止を含む）
- 部屋や設備・共用スペースの消毒
- 手洗い場増設
- スクールバスに自動車用空気清浄機を設置
- 登校時とお昼休み時間の2回の検温
- 毎日健康観察カード提出の義務化

（ウ）新型コロナウイルス感染症対策に係る国の支援の利用状況

国からの通知については、約6割の施設が認識しているが、補助金の利用は約4割、メールマガジンによる情報収集は約2割である。

一方で、国の支援を利用していないと回答した施設も1割程度存在しており、その大部分は「国の取組があったことを知らなかったため」と回答している。

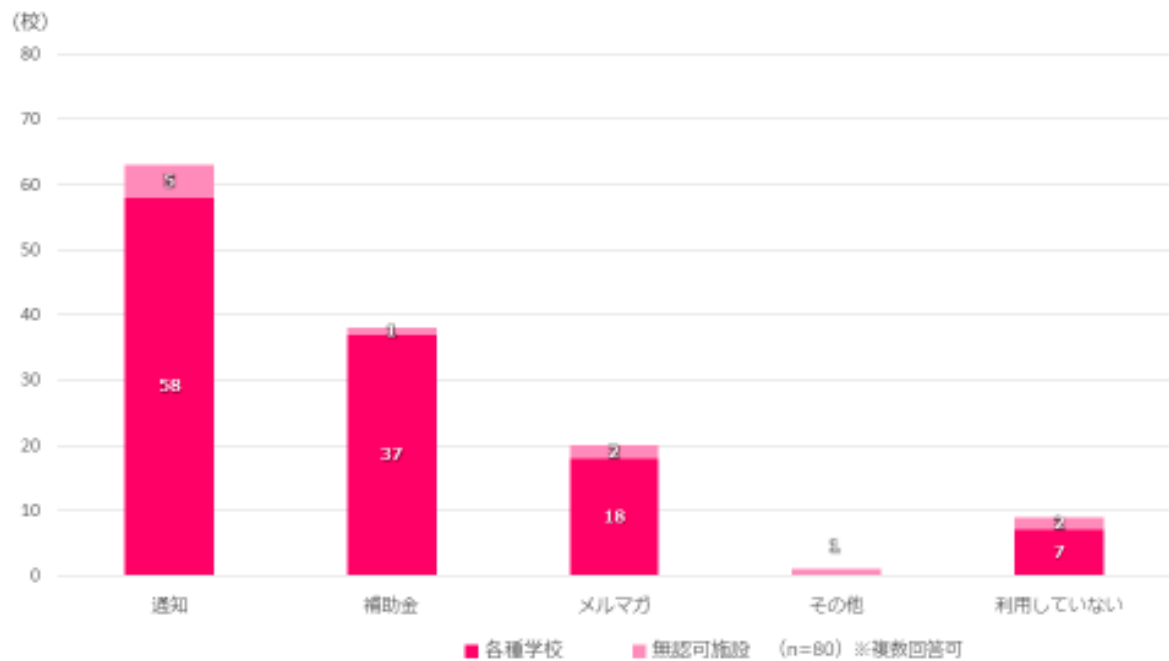
（エ）新型コロナウイルス感染症対策に係る地方自治体の支援の利用状況

地方自治体からの情報提供は、約8割が利用しており、また、物品・財政支援は約5割、指導助言は約4割の施設が得ている。

各種学校・認可外施設の差異なく、外国人学校は、相対的に国よりも地方自治体の支援を利用している場合が多いといえる。

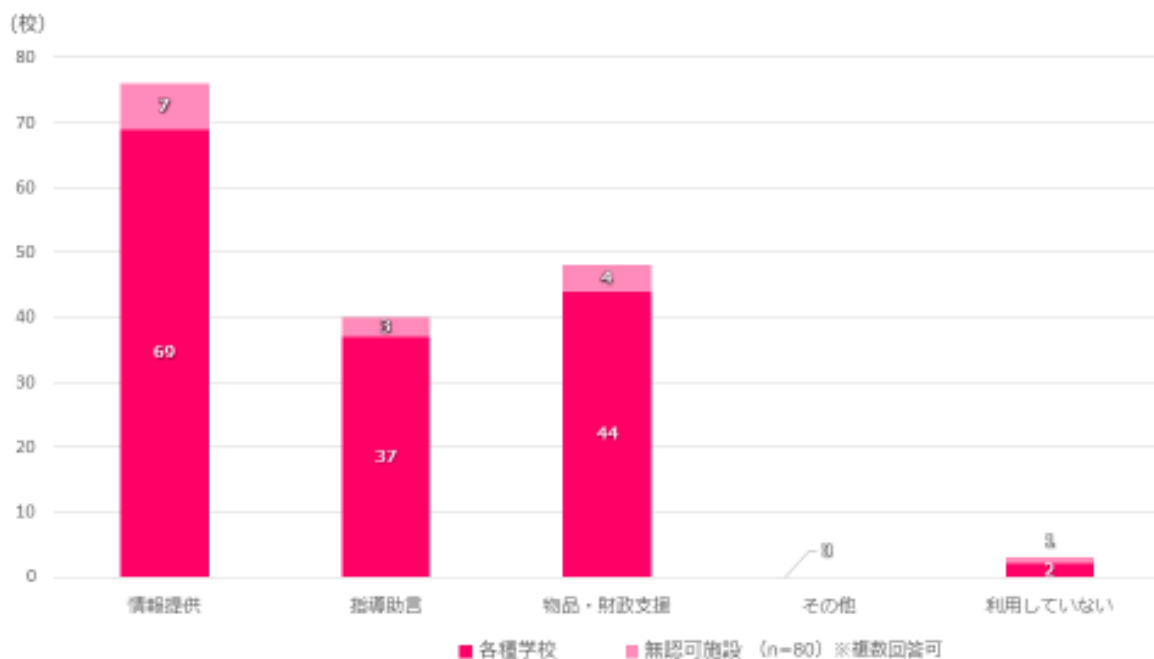
なお、地方自治体の支援を利用していないと回答した施設が3校あり、いずれも「地方自治体の取組があったことを知らなかったため」と回答している。「支援を利用していない」「取組があったことを知らなかった」と回答した施設数は、国への質問に対する回答数よりも地方自治体への質問に対する回答数の方が少なく、国より地方自治体の情報により身近に接している場合が多いといえる。

新型コロナウイルス感染症対策に係る国の支援について「利用している」と回答した施設数



「利用していない」を選択した9校のうち8校からは、「取組みがあったことを知らなかったため」と回答があった(1校は無回答)

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方自治体の支援について「利用している」と回答した施設数



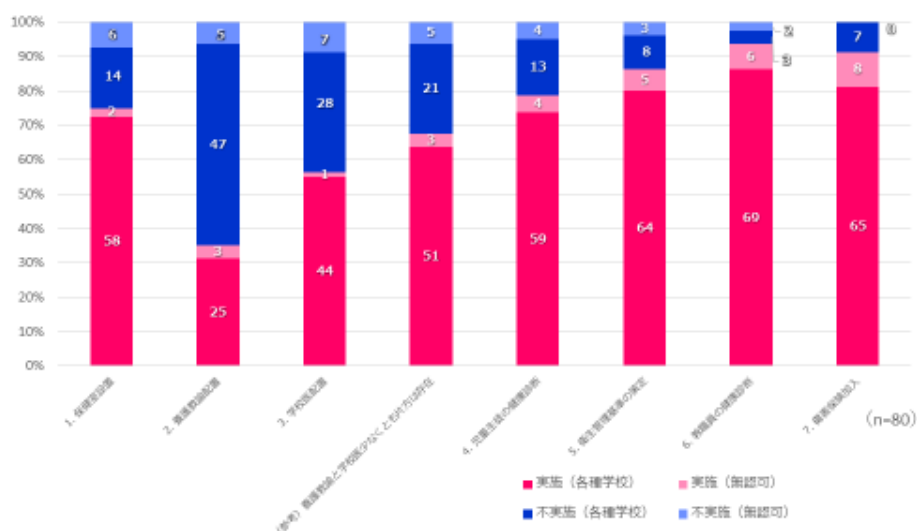
「利用していない」を選択した3校のうち2校からは、「取組みがあったことを知らなかったため」と回答があった(1校は無回答)

一般的な保健衛生等に係る対策について

教職員の健康診断や児童生徒等を対象とした施設による傷害保険加入、衛生管理基準の策定は、回答のあった施設の約9割で実施されている。児童生徒の健康診断の実施割合は約8割である。

保健室を設置していると回答した施設は約7割であり、また、養護教諭と学校医の少なくともどちらかを配置している割合は7割を下回っている。特に養護教諭を配置している施設は約3割にとどまっている。

各外国人学校における保健衛生に係る取組の実施状況



各外国人学校で実施している保健衛生に係る取組 (自由記述・概要)

- 手指消毒用の消毒液や消毒ジェル、石鹸の設置等による手指消毒や手洗いの徹底
- 机、ドア、玄関、通学バス等の消毒
- 保健衛生に係る授業や講習等の実施
- マスクやフェイスシールドの配布・着用
- 児童生徒、教職員、来訪者等への検温
- 保護者や学校外部の者の立ち入り制限
- 換気の徹底
- シールドの設置
- (教職員対象の) 衛生委員会等による保健衛生に係る会議の実施
- 掲示物による保健衛生に係る意識啓発
- 昼食時原則会話の禁止
- 欠席・家庭待機に係るガイドラインの策定
- 毎日の体調確認
- 必要なとき以外の外出を控える
- 就学時健診の実施
- (新型コロナウイルスに係る) PCR・抗体検査の実施

(5) 本調査から明らかとなった主な課題

- ・ 外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策については、各種学校・認可外施設ともに、相対的に国よりも地方自治体からの情報提供等の支援を利用している場合が多いといえる。このため、効果的な対策を講じる際には、外国人学校がより身近に情報に接している地方自治体との協働が重要である。
- ・ 一般的な保健衛生等に係る対策として、養護教諭と学校医の少なくともどちらかを配置している外国人学校の割合は7割を下回っている。特に養護教諭を配置している外国人学校は約3割にとどまっている。外国人学校の日常的な保健衛生環境改善のための支援の仕組みが必要である。
- ・ 調査の回答がなかった認可外施設等の情報をどのように得られるか、また、どのような形で情報提供を行うことが効果的か、長期的視点に立ち検討する必要がある。
- ・ 通知等を通じた情報発信をより効果的なものとするために、今後は、外国人学校側が、通知等で得られた情報を生かして、どのように具体的な対策を講じているかについて調査する必要がある。
- ・ 回答が得られた外国人学校における保健室・養護教諭・学校医の設置率は、1条校と比較すると低いため、外国人学校の特性に配慮しながら、対策を検討することが大切である。

3 . 課題

有識者会議での議論や2(4)の調査結果を通じ、外国人学校の保健衛生について、(1)外国人学校や外国人学校に通う子供の把握に関する課題、(2)外国人学校において保健衛生環境対策を講じる際に生じる課題、(3)外国人学校が保健衛生環境対策を講じる際の支援体制に関する課題といった、3つの課題が明らかになった。

この3つの課題を踏まえ、有識者会議での議論を以下のとおり整理した。

(1) 外国人学校及び外国人学校に通う子供の把握に関する課題

- ・外国人の子供の就学促進や就学状況の把握のために、文部科学省が地方公共団体が講ずべき事項を示した指針には、教育委員会や首長部局(住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局、各種学校担当部局等) NPO等の支援団体との連携が重要であるとされている³。これら多くの機関との連携による子供の把握を通じて、認可外施設の把握が可能であると考えられる。
- ・地方自治体の国際交流部局には、外国人コミュニティへの連絡手段が存在する場合があります、そこから子供の把握が可能な場合もある。文部科学省や教育委員会経由では、子供の把握が困難な状況にある場合においても、国際交流部局と外国人コミュニティの関係性を活用しながら、いかに学校保健を支援できるのかという観点について検討することも考えられる。
- ・子供の就学実態や出入国管理記録等からの子供の把握も考えられる。
- ・それぞれの外国人学校の体制や運営について、丁寧に把握することが重要である。
- ・認可外施設の把握や対応方法について、検討を進める必要がある。
- ・言語・文化的な背景から周囲の環境になじめないという理由で公立の1条校をやめ外国人学校に通う子供の把握も大切である。

³ 外国人の子供の就学状況の把握に関して、「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月1日 文部科学省)において、教育委員会が「首長部局(住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局等)や外国人の支援を行うNPO等の団体と連携し、学齢簿の編纂にあたり全ての外国人の子供についても一体的に就学状況を把握・管理する」取組を推進する必要がある旨が記載されている。

(2) 外国人学校において保健衛生環境対策を講じる際に生じる課題

外国人学校の状況を踏まえた保健衛生環境基準等の考え方

- ・ 学校保健安全法は、学校教育法の一部の規定を具体的に法定するために、1条校についての学校保健や学校安全について定めた法律であり、1条校に位置付けられていない教育施設への適用は想定されていない。また、学校保健安全法の条文の中には、「学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、(中略)保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」との規定があり(第5条)その内容は、非常に多岐にわたるため、専門的な知見が必要となるなどの事情から、一定の規模、水準を有する教育施設である専修学校へは準用されているが、各種学校は対象外となっている。このような観点を踏まえれば、外国人学校に一律に学校保健安全法を適用することは難しいものの、外国人学校においても、その特性を踏まえつつ、例えば、1条校に適用される学校保健安全法の枠組みとは別に、健康診断などの保健衛生対策を可能な限り講じるなど、1条校に準じた取組ができることが望ましい。
- ・ 外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策の実施にあたっては、文部科学省が順次改訂している「学校における衛生管理マニュアル」を、各学校の実情に合わせて活用することが有効と考えられる。
- ・ 外国人学校に、保健室や養護教諭、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の設置を促進する場合には、それをどのような体制の下で具体化していくのかについて明確にすべきである。また、設置が難しい場合は、代わりにどのような対応が可能か検討することも重要である。

適切な情報の入手

- ・ 海外と日本の文化の違いを念頭に置くことが大切である。
- ・ 外国人学校に適切な情報を届けるため、どのような情報が必要か、外国人学校のニーズを把握する必要がある。
- ・ 1条校向けの保健衛生に係る既存の資料を活用した情報発信の実施や、認可外施設に十分な情報が届くようにするなど、より効果的な情報提供の方法を検討する必要がある。
- ・ 外国人学校への情報提供ルートについては、地方自治体から外国人学校への情報提供ルートのみではなく、保護者間の口コミや外国人コミュニティ、

さらには外国人を多く雇用する企業等、様々な情報提供ルートの効果的な活用が重要であり、保健衛生に関する情報を外国人にも分かりやすいように翻訳し伝達する仕組みの構築が大切である。

- ・新型コロナウイルス感染症対策においては、家庭内での対策も重要であり、外国人の保護者は情報が入手しづらい状況に置かれている場合もある。保護者に対する保健衛生に関する情報提供も積極的に実施することが重要である。
- ・学校における衛生管理マニュアルについて、概要を英訳しているのはよいが、加えて、例えば消毒液の希釈の仕方等、日々の生活に生かすことができる具体的な情報も翻訳し提供することが必要である。
- ・外国人学校の運営を円滑に行う上で、日本語の壁が存在する場合がある。保健衛生に関する情報を収集したり地方自治体とやりとりする際に、日本語で意思疎通を図ることができる外国人学校の教職員が増えると、より効果的な対策を講じられるようになることが見込まれる。このため、外国人学校の教職員に対する日本語教育も重要である。
- ・新型コロナウイルス感染症に関連した情報が必ずしもきめ細やかに本国から届くわけではない。また、各種学校に認可されている外国人学校であれば地方自治体等からの情報が得られるが、認可外施設の場合は地方自治体等からの情報が必ずしも得られるわけではないため、情報から隔離されるおそれがある。

心のケア等の課題

(ア) 心のケア等について

- ・外国人学校において感染が確認された場合においても、地域において外国人学校が孤立することがないように、心のケアや誹謗中傷に適切に対応することが大切である。
- ・養護教諭は健康問題を含め子供の様々な問題に深く関わっており、外国人学校の子供の心のケアや心身に係る問題の早期発見等に関しても、役割を果たすことが期待される。
- ・外国人学校にも特別な支援を要する子供がおり、また、言語・文化的な背景から思春期における心の問題やアイデンティティの確立に困難を抱える場合もあり、そういった子供を支援するための臨床心理士の役割も重要である。
- ・外国人学校における心のケアについては、既存の1条校向けのマニュアル等を翻訳して利用することも考えられる。

(イ) 新型コロナウイルス感染症について

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策を適切に実施するには、各外国人学校による対応だけでは限界がある。
- ・ スクールバスにおける感染症対策も重要な問題である。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策を適切に実施している施設の取組や、外国人が新型コロナウイルスに感染した際に差別や風評被害を理由に地域から孤立する事態を防止するため、啓発・注意喚起・差別防止に取り組む地方自治体の取組等についての積極的な情報発信等についても検討する必要がある。

(3) 外国人学校において保健衛生環境対策を講じる際の支援体制に関する課題

地方自治体と外国人学校との関係

- ・ 外国人学校・外国人の子供に対する保健衛生対策の実施状況は、地方自治体や教育機関間の差が大きい。地方自治体からの自主的な情報発信や、外国人学校からの支援の求めによるのみでは支援の格差が拡大する可能性があるため、その是正のために、どのようなことが考えられるか検討することが大切である。
- ・ 行政部局においては頻繁な人事異動があるため、地方自治体の担当者との継続的な関係構築が難しい場合もある。また、施策の実効性についても、担当者の理解度や意識が大きく影響する。
- ・ 地方自治体と地元の外国人学校との間で継続的に良好な関係を築くためには、地方自治体の関係部局の連携の下での支援体制の構築や、ニーズを予測した支援、日頃からの対面でのやりとりも効果的である。
- ・ かかりつけ医の整備・活用促進のため、外国人学校とかかりつけ医となった医療機関との間の連携において情報提供以上の対応の有無を調査したり、外国人学校・子供と医療機関の橋渡しのため通知を発出したり、多言語対応の医療機関リストを外国人学校と家庭の双方に情報提供し、幅広く活用できるようにした地方自治体がある。
- ・ 外国人学校が保健所等へ情報提供や技術的助言を求めても得られない場合がある。このため、外国人学校を含め、外国人の子供の健康の確保のためには、地域保健の枠組みを意識した対応も必要である。

外国人学校に対する広域的支援の観点

- ・ 都道府県・市区町村をまたいで通学する子供が多数存在するため、広域行政・広域的な観点が必要である。
- ・ 広域から通学する子供が多い場合、かかりつけ医の措置等について、外国人学校の所在地からの支援だけでよいのかについて、改めて考えることも必要である。
- ・ 支援に当たっては、地方自治体のみならず、外国人に対する支援や子供の保健衛生等に関して活動している NPO、外国人を多数雇用している民間企業、外国人コミュニティ等、多様なステークホルダーとの連携を通じて支援や情報発信を図ることが重要である。

その他

- ・ 行政からの支援が、受け取る学校側の事務処理能力を越えている場合もあるため、各外国人学校の実情を認識する必要がある。
- ・ よりよい保健衛生環境の実現のため、行政と外国人学校が施策を共に創るという考えが重要である。
- ・ 支援ばかりではなく、まずは連携が必要であり、どのような機関と連携すればよいかという視点が必要である。加えて、今回実施した保健衛生に係る実態調査において回答のなかった外国人学校と地方自治体が交流を持ち、その後どのように協力していくのかを考えることが重要である。学齢簿による外国人の子供の就学状況の一体的な把握といった具体的な事柄から、お互いがどのように協力できるかを考えることも大切である。
- ・ 外国人学校の各種学校認可の権限は都道府県にある一方、市町村とつながりが深い場合が多い。外国人学校との共創による課題解決に向けた地方自治体担当者の意識の向上と、外国人学校側による地方自治体に対する理解促進の両方が重要である。
- ・ 外国人学校における平時の保健衛生の向上は重要であり、日本語の対応も含めて、職員も含めた健康診断、学校医による巡回診断などを検討すべきである。
- ・ 外国人学校の保健衛生環境の向上のための外国人学校が自ら取り組むことが望ましい事柄についても検討することが必要である。

4 . 今後の方向性

今回の調査研究や課題の整理等を契機として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や、保健衛生環境の改善に向けて、外国人学校における保健衛生環境の実態把握の方法や、その支援の在り方等について、丁寧に整理・検討していく必要がある。

また、2の現状及び3の課題を踏まえ、外国人学校の特性等も含めた様々な視点を持ちながら、直ちに対応することが可能な対策については、速やかに講じていくことが必要である。

なお、対策を講じる上では、行政から外国人学校への一方通行の支援ではなく、行政と外国人学校が施策を共に創るという考えを持つこと(3(3))や、心のケアや誹謗中傷対策を含めた様々な課題に対応するための養護教諭や臨床心理士等の専門家との協働の観点(3(2)(ア)・(イ))が不可欠である。

これらを踏まえ、以下のとおり(1)直ちに対応すべき項目、及び(2)今後検討すべき項目に分類し、各々における今後の方向性を整理した。

(1) 直ちに対応すべき項目

更なる実態の把握に向けた調査

- ・ 2(4)の調査では、調査項目が限定されており、外国人学校の保健衛生環境の実態やニーズ等について、地方自治体等とも緊密に連携しつつ現地調査等も実施し、詳細な情報を把握する必要がある。
- ・ 調査の回答率が5割程度と低く、回答の無かった外国人学校の状況も把握する必要がある。特に認可外施設に対する情報発信の体制を整備する必要がある。

適切な情報発信

- ・ 外国人学校に対する全国的な情報発信窓口の設置(3(3))、外国人学校向けのホームページやSNSアカウントの運営、資料の多言語翻訳(3(2))等について、並行して取り組むことが大切である。
- ・ 地方自治体のみならず、NPO・民間企業や外国人コミュニティ等の多様なステークホルダーを通じた情報発信が可能な体制を整備する必要がある(3(3))。

- ・特に多言語翻訳については、例えば学校における衛生管理マニュアルを、概要に加えて、日ごろから活用できる具体的な情報も併せて翻訳し、外国人学校に提供する等、速やかに実施可能なものもある。

きめ細やかで効果的な支援

- ・外国人学校の保健環境衛生の改善のためには、地方自治体と外国人学校との間で関係を構築し、必要な支援を行うための体制構築を行う必要がある（3（3））。
- ・外国人学校と一定の協働体制がとられている都道府県や市町村が存在することから、これらの取組を支援し全国展開することにより、各外国人学校や各地方自治体の実情に合わせた取組事例を増やし、保健衛生環境の改善のために必要なノウハウを蓄積していくことが大切である。
- ・外国人学校の中には、広域から子供を受け入れている等の理由により、特定の地方自治体との関係構築が難しい外国人学校も存在する。こうした学校における保健衛生対策を促進するため、保健衛生に係る相談機能と情報発信機能を併せ持つ全国的な窓口を設置し、ノウハウの蓄積につなげる必要がある（3（3））。

（2）今後検討すべき項目

- ・上記4（1）のとおり、可能な対応については直ちに対策を講じる一方、外国人学校の保健衛生環境基準の具体的なあり方など、制度的な対応が必要な事項については、外国人学校の設置形態や施設の規模、対象となる子供の年齢が幅広いこと、外国と日本の文化の違い等により、画一的な対応がそぐわない場合もあると考えられる。また、言語の壁を越えて円滑な意思疎通ができる専門家の育成等については、一定程度時間を要することが見込まれる。このため、これらの項目については、内容に応じて、保健衛生担当部局や外国人共生部局等とも連携しつつ、中長期的な視野から、検討を進める必要がある。
- ・そのためにも、4（1）に示した事例、ノウハウの収集・蓄積を行い、それらを通じて具体的な対策の検討を進めることが重要である。
- ・3の課題で示した項目についても、中長期的な視点から引き続き検討していくことが必要である。

専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）の
保健衛生環境に係る有識者会議の開催について

令和 3 年 5 月 2 5 日
大臣官房国際課長決定

1. 趣旨

我が国に在留する外国人の子供は増加傾向にあり、その中には、専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（以下「外国人学校」という。）に通う子供たちも存在する。このような状況下、新型コロナウイルス感染症に対する対応を含め、我が国に在留する全ての子供の健康を確保するという観点から、子供の集団生活を前提とした外国人学校における保健衛生の確保の在り方について検討を行う有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

2. 検討事項

- (1) 外国人学校における保健衛生面での課題とその改善に向けた方策
- (2) その他

3. 実施方法

- (1) 有識者会議は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 必要に応じて、委員以外の協力を得ることができる。

4. その他

有識者会議に関する庶務は、関係課の協力を得て、大臣官房国際課において行う。

(別紙)

専ら外国人の子供の教育を目的としている施設(いわゆる「外国人学校」)の
保健衛生環境に係る有識者会議 委員名簿

浅野明美	全国養護教諭連絡協議会 会長
チャンテ 村井 カルテス	桃山学院教育大学人間教育学部人間教育学科 准教授
北垣邦彦	東京薬科大学薬学部 教授
倉橋徒夢	特定非営利活動法人在日ブラジル学校協議会 副理事長
佐藤郡衛	明治大学国際日本学部 特任教授
鈴木三男	浜松市企画調整部国際課長
田中宝紀	特定非営利活動法人青少年自立援助センター定住外国人支援事業部 責任者
ダニエル・レイノルズ	東京インターナショナルスクール 校長
安田圭一郎	岐阜県環境生活部私学振興・青少年課長

(五十音順・敬称略)

専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）の
保健衛生環境に係る有識者会議 開催実績

第 1 回 令和 3 年 6 月 2 日（木）

専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）
の現状について
今後の検討事項等について

第 2 回 令和 3 年 6 月 23 日（水）

外国人学校の保健衛生環境の現状について
有識者ヒアリング

- 鈴木三男 委員（浜松市企画調整部国際課長）
- 小島祥美 東京外国語大学多言語多文化共生センター長

第 3 回 令和 3 年 7 月 12 日（月）

外国人学校を対象とした新型コロナウイルス感染症対策施策について
有識者ヒアリング

- 安田圭一郎 委員（岐阜県環境生活部私学振興・青少年課長）
 - 倉橋徒夢 委員（特定非営利活動法人在日ブラジル学校協議会 副理事長）
- 中間とりまとめ骨子案について

第 4 回 令和 3 年 8 月 5 日（木）

中間とりまとめ（案）について